

★FAQの前にご確認いただきたいこと★

ご提出いただいた申請書は研究計画書と併せて、所属する専攻・系にお渡しし、選考（推薦順位付け）を行います。

また、総合文化研究科以外の大学院生からの申請は受理（受付）できませんので、所属している研究科でご確認願います（数理科学研究科の大学院生は、数理科学研究科へご申請ください）。

○ 採用時返還免除内定候補者の申請資格を確認しよう。

大学院第一種奨学金貸与者で、

- (1) 令和元年度に博士課程1年次に入学し、日本学生支援機構第一種奨学生として採用された者
(秋入学者で12月から採用された者も含む)

☆日本学術振興会特別研究員の補欠（合格）者の方はQ6をご確認ください。

○ スケジュールを確認しよう。

| | |
|----------|------------------------------|
| 申請書*配付期間 | 令和3年1月12日～1月29日 |
| 申請書受付期間 | 令和3年1月12日～1月29日 必着 |
| 選考期間 | 令和3年2月～4月（総合文化研究科および東京大学で選考） |
| 結果通知 | 令和3年5月下旬 |

*申請書は、webからダウンロード願います。

○申請～判定までの流れ

採用時返還免除内定候補者に申請し、5月下旬に返還免除内定者（以下、「内定者」という）に決定された時点では、「全額免除・半額免除」のいずれかになるかわかりません。内定者は全員、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に申請し、他の貸与終了者とともに業績評価（順位付け）が行われ、日本学生支援機構へ推薦されます。最終的には日本学生支援機構で「全額免除・半額免除」のいずれかの判定となります。

なお、博士課程1年次で日本学術振興会特別研究員（DC2）採用内定者で、採用時返還免除内定候補者に申請する場合は、必ず「特に優れた業績による返還免除」にも申請してください。

○内定の取消について

- (1) 内定者が、貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合は、内定者の身分が取り消しとなります。
- (2) 貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合（学位を取得できなかった場合）は、内定者の身分を取り消します。

○ 過去3年間の申請状況

令和元年度

申請学生 10名
採用者 4名

平成30年度 (本研究科では平成30年度より推薦開始)

申請学生 7名
採用者 6名

採用者は、貸与終了年度（満期・辞退・早期修了）において、必ず「特に優れた業績による返還免除」を申請してください。

★申請学生からよくいただく質問（FAQ）★

Q1 採用時返還免除内定候補者の申請資格を教えてください。

A1 申請年度に博士課程1年次に入学（秋入学者も含む）し、日本学生支援機構第一種奨学生として採用された者となります。

Q2 年末に行う継続手続きにて「次年度の奨学金を継続しない」と選択した場合、申請資格があるか。

A2 申請年度に博士課程1年次に入学している者は申請可能です。「継続しない」を選択した場合で「採用時返還免除内定候補者」に申請した者は、必ず「特に優れた業績による返還免除」も申請してください。

Q3 博士課程1年次に採用時返還免除内定候補者を申請せず、貸与終了時点で「特に優れた業績による返還免除」に申請能か。

Q3 申請可能です。

Q4 日本学術振興会の特別研究員(DC2)に採用内定しているが、採用時返還免除内定候補者を申請可能か。

A4 申請年度に博士課程1年次に入学している者は申請可能です。なお、特別研究員(DC2)の採用内定者は、第一種奨学金を当該年度で辞退するため、必ず「特に優れた業績による返還免除」も申請してください。

Q5 日本学術振興会特別研究員の補欠(合格)者は、申請可能か。

A5 補欠(合格)者で返還免除申請を希望する場合*は、特別研究員(DC2)の採否に関わらず、必ず当該年度の申請受付期間内に申請してください。なお、最終的な採否結果を待ってからの申請は、選考の都合上、受理(受付)できないため、当該年度の申請受付期間内でご申請ください。

*補欠(合格)者は、辞退手続きをせずに、当該年度の申請受付期間内に申請してください。
日本学術振興会特別研究員の採否結果に伴い以下の取り扱いとなります。

- 1) 特別研究員に採用された場合は、奨学金の貸与辞退届を提出し、採用時返還免除内定・業績返還免除選考の対象者となります。
- 2) 特別研究員に不採用だった場合は、奨学金の貸与継続となるため、業績返還免除申請を取り下げさせていただきます。

過去の例では、補欠(合格)の最終結果を待って申請受付期限後に返還免除申請を行った学生がおりましたが、他の学生との公平性が担保できないことから、受理(受付)しておりません。
